

大学院学位論文の題目および概要

Graduation Thesis Title and Abstract

修士学位論文

Master's Thesis

① 氏名	村田 千代	② 学生番号	M09-P38
③ 指導教授氏名	石井 正	④ 補助担当教員	高島 喜一
⑤ 論文題目	大学研究者の研究成果の公表と特許出願 ～グレースピリオドの統一についての考察		
⑥ 論文の概要	<p>現在、大学は産学連携活動が求められ、積極的に「知」を特許化し、産業の発達をもたらすと同時に、技術移転を行い、研究費を独自で賄うことを求められている。研究成果をいち早く論文や学会で発表することを責務とし、自らは特許を実施しない大学研究者と大学にとっては、発明を開示することによって排他的な特許権を取得することは相反する行為である。30条の制限の緩和を求め続け、そして究極的には、米国式の1年間のグレースピリオドの世界的調和が求められている。先発明主義式のグレースピリオドを先願主義の我が国に導入することが研究者としてのPriorityと研究資金としての特許が得られる制度であるのかを考察する。</p>		

① 氏名	加藤 慎也	② 学生番号	M09-P09
③ 指導教授氏名	生駒 正文	④ 補助担当教員	則近 憲佑
⑤ 論文題目	頒布権消尽論の是非についての考察 ～判例を中心として～		
⑥ 論文の概要	<p>映画の著作物に関して、解釈論上消尽しない頒布権という独自の権利が、著作者に認められている。何らかの動画を伴っている著作物の複製物の流通を制限できる権利である。そうすると、映画DVD等に関しては自由に売買することはできないはずである。しかし、それらの売買が容認されていることも実態である。</p> <p>これを反映した判例も出ている。最高裁はゲームの著作物について、頒布権が消尽するという旨の判決を下した。それでは、ゲーム以外の映画の著作物についても同様のことが言えるのではないか。権利の及ぶ範囲に区切りをつける必要がある。本論文では、頒布権に関する判例等を検討し、頒布権が消尽する可能性について言及していく。</p>		

① 氏名	小島 幸保	② 学生番号	M09-P14
③ 指導教授氏名	生駒 正文	④ 補助担当教員	則近 憲佑
⑤ 論文題目	類似商号に関する紛争の研究		
⑥ 論文の概要	<p>会社の名称である商号は、企業活動を営む上で最も基本的なものであり、企業活動の積み重ねによって信用を獲得しうるものであって、相応の経済的価値を有する。しかし、商号が、登録商標と同一又は類似し、または、周知性・著名性を具備した「商品等表示」と同一又は類似することによって、紛争が生じることがある。当該紛争が訴訟に発展した結果、商号登記の抹消が命じられ、変更を余儀なくされると、長年当該商号を使用してきた企業ほど経済的負担は大きく、それまでの商号によって蓄積された信用をも失うこととなる。そこで、類似商号に関する裁判例により訴訟の構造を研究することにより、紛争予防の方策の検討を試みるものである。</p>		

① 氏 名	中西 雄也	② 学 生 番 号	M09-P26
③ 指導教授氏名	生駒 正文	④ 補助担当教員	高橋 寛
⑤ 論文題目	キャラクターの著作権法上の保護とライセンス契約		
⑥ 論文の概要	<p>日本のキャラクター市場は、2兆円規模で成長している。しかし、日本の法律においてはキャラクター自体を直接保護する法律はなく、各法において個別に保護し、運用しなくてはならない。例えば、キャラクターを外観（色彩、形状）で保護する法律としては著作権法を中心に、意匠法、商標法でありキャラクターの侵害等を防ぐ為に不正競争防止法、民法などがある。また、キャラクターは判例上においても、非常に多義的な解釈をされている。そのため絶対的な保護を受けにくい。かつ、キャラクターを使用する媒体も多い為、本論文においては漫画におけるキャラクターをいかにして保護するべきかを検討していく。また、キャラクターに関するライセンス契約制度に関して実際使用するさいの重要な項目について検討していく。</p>		

① 氏 名	知的財産研究科修了生	② 学 生 番 号	
③ 指導教授氏名	生駒 正文	④ 補助担当教員	高橋 寛
⑤ 論文題目	フェアユースの研究 —権利制限規定の限界と一般規定の導入—		
⑥ 論文の概要	<p>本論考は、権利制限規定に主眼を置き、現行著作権法の問題点や、解決策としての一般規定導入の必要性等を主な論点とする。</p> <p>具体的な内容としては、我が国の権利制限規定について問題の所在を確認しつつ、従来の裁判例・学説の状況において、形式的侵害を非侵害とするため、現在どの様な対策が採られているかを確認した後、アメリカ著作権法について深く掘り下げ、米国著作権法107条の内容、判例、及び問題点について取り扱う。そして、上記内容を踏まえた上で、我が国の著作権法に一般規定の導入することの可否、及び一般規定の導入に際しての日本における一般規定の親和性や3step test、日本版フェアユースの創設などについて考察を進めていく。</p>		

① 氏 名	知的財産研究科修了生	② 学 生 番 号	
③ 指導教授氏名	生駒 正文	④ 補助担当教員	高橋 寛
⑤ 論文題目	応用美術品における著作権保護		
⑥ 論文の概要	<p>美術著作物は、絵画・彫刻・版画のような「純粋美術」と実用的機能を発揮させる目的で実用品に応用された「応用美術」がある。我が国の現行著作権法では、応用美術の著作物として美術工芸品を保護するとし、応用美術については積極的な解決を図るべきことが国会において強調された。ドイツでは、「美術の著作物」と、美術の著作物であるものが著作権法で規定される。応用美術の領域は、「個性」と「形態形成の高度性」をモノサシとし、それから著作権法と意匠法による保護のボーダーラインを決める。アメリカでは、著作権法102条 (a) (5) で保護される物についての規定がある。その後、実用品のデザインのうち、実用品自体と区別される創作物は、デザイン・パテントと著作権法の重複保護が認められ、著作権法においても、これら応用美術（機械的又は実用品的特徴を除く）の保護規定が明確化された。</p>		

① 氏 名	石山 雅洋	② 学 生 番 号	M09-P02
③ 指導教授氏名	岩本 章吾	④ 補助担当教員	田浪 和生
⑤ 論文題目	x86系CPUに係る私的独占事例（インテル事件）の検討と考察		
⑥ 論文の概要	<p>本研究は、インテル社が行ったリベートの供与が私的独占とされた審決、通称インテル事件について考察を行うものである。リベートは適法な価格競争としての側面を持つと同時に、インテルのような支配的な企業によるものは私的独占形成のための手段としての側面を持つ可能性がある。</p> <p>私は、リベートの提供が他の競争事業者を排除することになるかの排除該当性を判断する場合は、以下の三点を軸に判断する必要があると考えた。(1)リベートの基準 (2)排他的取引の基準 (3)競争の実質的制限の成立これらを検討した結果、インテルが採用したリベートは、ライバル企業の排除や参入の阻止を目的としているとみるのが自然であるという結論を導くことができた。</p>		

① 氏 名	片尾 公治	② 学 生 番 号	M09-P08
③ 指導教授氏名	岩本 章吾	④ 補助担当教員	田浪 和生
⑤ 論文題目	パテントプールに対する独占禁止法適用の考察		
⑥ 論文の概要	<p>パテントプールとは、ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスをする権利を一定の企業体や組織体に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものであり、知的財産権の行使として、原則独占禁止法上違法とされないものであるが、場合によっては、独占禁止法上違法となるものである。本論分ではパテントプールが独占禁止法上問題となった際、どのような要件が考慮されているか判例及びガイドラインから考察し、私見を述べた。また、架空の事例を作成し、具体的にパテントプールが独占禁止法上違法となる場合を示した。</p>		

① 氏 名	中西 良一	② 学 生 番 号	M09-P27
③ 指導教授氏名	岩本 章吾	④ 補助担当教員	田浪 和生
⑤ 論文題目	並行輸入に関する独占禁止法上の問題		
⑥ 論文の概要	<p>並行輸入とは、総代理店契約が輸入品について行われる場合において、第三者が契約当事者間のルートとは別のルートで契約対象商品を輸入することである。</p> <p>我が国知的財産法における並行輸入の取り扱いは、それが真正商品であれば許容されるものとされている。しかし、並行輸入を阻害する行為自体は禁止されておらず、そのような行為は独禁法上の課題を生じさせる。その課題とは、並行輸入の阻害行為に対する独禁法の適用条項の問題、及び、独禁法21条の適用に係る問題である。</p> <p>以上より、本稿は、知的財産法における並行輸入問題の動向を確認し、それを阻害する行為について独禁法上どのような取り扱いがなされるべきかを研究するものである。</p>		

① 氏 名	中野 裕規	② 学 生 番 号	M09-P28
③ 指導教授氏名	岩本 章吾	④ 補助担当教員	田浪 和生
⑤ 論文題目	並行輸入の阻害行為から見る独占禁止法21条の意義の検討		
⑥ 論文の概要	<p>知的財産権法と独占禁止法との関係においては、独占禁止法21条で知的財産権の適用除外規定が設けられおり、知的財産権の権利の行使は独占禁止法上問題とならないとされている。</p> <p>本稿においては、知的財産権と独占禁止法が交錯する、並行輸入とその阻害行為を踏まえて、どのように独占禁止法21条が取り扱われるべきかを検討する。現在21条の解釈として、通説とされる見解には大きく見て問題はないが、その理論構成には問題があるといわれる。通説の「権利の行使とみられる行為であっても知的財産権法の目的に合致するか否か」で独占禁止法の適用除外を判断することには疑問があり、競争政策の観点から適用除外を判断すべきである。</p>		

① 氏 名	濱田 卓範	② 学 生 番 号	M05-P43
③ 指導教授氏名	岩本 章吾	④ 補助担当教員	田浪 和生
⑤ 論文題目	知的財産権の競争制限効果と損害賠償 (独占禁止法第21条通説的見解の妥当性)		
⑥ 論文の概要	<p>特許を始とする知的財産権は、無体財産権制度の下で、例えば企業間競争を促進するなどのインセンティブを付与することから、競争政策を実現することに資する権利とされている。一方、その権利の独占的な利用を保護することとなる為、知的財産権法の適用範囲において、競争は排除されることとなり、競争制限効果を持つ場合がある。</p> <p>独占禁止法は、第21条に知的財産権に関する適用除外規定を設けることで、従来、その解釈によって、知的財産権の競争制限的な効果への規制を行ってきた。</p> <p>今回、関連する審決判決を研究することにより、知的財産権の競争制限効果と現状の独占禁止法第21条の通説的見解の妥当性、及び現行制度の問題点を検討する。</p>		

① 氏 名	野村(古渡) 千澄	② 学 生 番 号	M09-P30
③ 指導教授氏名	宇佐見 弘文	④ 補助担当教員	都築 泉
⑤ 論文題目	民間伝承薬用植物由来成分の特許性に関する分析研究		
⑥ 論文の概要	<p>民間伝承薬用植物の特許性について、日本、欧州、米国の事例の分析研究を行った。今回検討した事例では、登録査定を受けた発明は、「用途発明」が多く、「物の発明」として抽出方法を限定した「プロダクツ・バイ・プロセス・クレーム」、「物を生産する方法の発明」が認められた。用途は、一部の発明に具体的にその効果が示されていない未完成発明と思われる発明が見受けられた。欧州事例は、特許性判断のための技術水準が、刊行物リストであるサーチレポートに記載されない、国外の口述も含めた証拠により認定され、米国事例ではサンスクリット文字で書かれた文献により後日特許が無効となった。国間の審査基準の同調が必要であると考えられた。</p>		

① 氏 名	濱口 大樹	② 学 生 番 号	M09-P31
③ 指導教授氏名	宇佐見 弘文	④ 補助担当教員	則近 憲佑
⑤ 論文題目	米国特許法における情報開示義務制度と裁判所での判断基準について		
⑥ 論文の概要	<p>米国においては、米国特許出願を行うにあたり、出願人等が知り得る範囲の特許性に影響を与える先行技術を知っている場合には、これを隠すことなくUSPTOに対して情報開示陳述書（IDS）に記載し、出願書類とは別に提出することが義務付けられている。そして、これに違反した場合、出願人には特許権行使不能という非常に重いペナルティーが科されることとなっている。このIDSを巡る情報開示義務違反の判断は、裁判所において行われているが、その判断基準は、当事者にとって非常に不明確、不明瞭なものとなっている。本稿では、いくつかの判例をもとに裁判所の判断を考察し、その結果、当事者にとって有用な裁判所の判断の傾向を示す。</p>		

① 氏 名	知的財産研究科修了生	② 学 生 番 号	
③ 指導教授氏名	宇佐見 弘文	④ 補助担当教員	高島 喜一
⑤ 論文題目	医薬品等特許期間延長制度の最大5年の制限に関する考察		
⑥ 論文の概要	<p>我が国の特許法は、その特許権の存続期間を出願から20年と定めている。しかし、医薬等一部の分野については、他の法の規制により実質的に権利を実施可能な期間が短縮されてしまうという問題から存続期間を最長5年延長させるものとして存続期間延長の制度が設けられており、これにより損なわれた特許権の実質的な回復を行っている。しかし、医薬品分野における2010年問題が騒がれ、後発医薬品が政策的に推奨される現在においてこの5年という期間は長い期間かまたは短い期間なのかという疑問が生じる。本稿では、同制度の設定の背景や運用の基準、諸外国との比較、医薬品業界の現状等からこの疑問について考察するものである。</p>		

① 氏 名	山田 満久	② 学 生 番 号	M09-P41
③ 指導教授氏名	宇佐見 弘文	④ 補助担当教員	生駒 正文
⑤ 論文題目	営業秘密保護における秘密管理性要件について		
⑥ 論文の概要	<p>営業秘密として保護されるためには、(1) 秘密管理性、(2) 有用性、(3) 非公知性、の3つを満たさなければならないが、最も重要な要件となるのは秘密管理性である。訴訟においては秘密管理性の有無が争点となることが多く、その中でも特に問題となるのは、情報の管理に一部瑕疵がある場合に秘密管理性を肯定すべきか否かである。この点については、秘密管理性の要件を緩やかに捉える考え方と一定レベルの高度な基準を要求する考え方が存在し、裁判例においても上記の二つの立場からそれぞれアプローチするものが蓄積されている。</p> <p>本稿ではどちらの立場を正当とするかを指摘するとともに、企業における秘密管理の在り方について検討を行った。</p>		

① 氏 名	吉村 唯	② 学 生 番 号	M09-P43
③ 指導教授氏名	宇佐見 弘文	④ 補助担当教員	生駒 正文
⑤ 論文題目	不正競争防止法2条1項3号の課題 —裁判例を通じた商品形態と依拠性の要件を中心に		
⑥ 論文の概要	<p>本論文では、不正競争防止法2条1項3号について判例研究を行った。2条1項3号の要件を明確化していき、近年判断に使われ出した依拠性の必要性を考える。判例を通して一般的に言われている依拠性の要件と近年の判断に違いがないかを検討を行った。中でも、独立開発の抗弁において、被告先行商品の開発時期が重要となってきた。特にデザイン性を重視する衣服等の商品については、被告先行商品と被告商品の特徴的形狀が類似していると判断された場合、被告先行商品の開発時期が一年以上前か否かで判断が大きく変わってきている。</p> <p>近年増加傾向の事例のため、今後も独立開発の抗弁となる時期を調査し続けていく必要がある。</p>		

① 氏 名	上野 真輔	② 学 生 番 号	M09-P06
③ 指導教授氏名	高島 喜一	④ 補助担当教員	森 正幸
⑤ 論文題目	進歩性判断における後知恵について		
⑥ 論文の概要	<p>最近、進歩性判断に関し、EPOのcould-would approachを惹起させる「回路用接続部材事件」、「切替弁事件」、「エアセルラー緩衝用シート事件」及び「キシリトール調合物事件」の4件の判決が出た。これは出願人にとって有利な判決である。</p> <p>本稿では、進歩性判断が厳しかった時代の「使い捨てマスク事件」や「半割り式研磨ロール事件」の2件、ターニングポイントとなったと言える「紙葉類識別装置事件」、そして、上記4件の計7件を取り上げ検討し、進歩性判断の変遷を分析・研究した。また、上記4件の判決における考え方を形式的に適用した場合の危険性についても指摘した。</p>		

① 氏 名	川内 英主	② 学 生 番 号	M09-P10
③ 指導教授氏名	高島 喜一	④ 補助担当教員	森 正幸
⑤ 論文題目	コンピュータ・ソフトウェア及びビジネス方法関連発明の保護適格性に関する考察		
⑥ 論文の概要	<p>現在に至るまでコンピュータ・ソフトウェアやビジネス方法関連発明の保護適格性についての判断に関しては、世界中で多くの議論がなされてきているが、いまだ見解が統一されるには至っていない。このような中、近年、米国のBilski事件や欧州のEPO拡大審判部への付託（G03/08）が大きく取り上げられた。</p> <p>本稿では、これらの事件を背景として、コンピュータ・ソフトウェア及びビジネス方法関連発明の保護適格性について考察を行った。当該考察に当たっては、日本・米国・欧州における現在までの審査基準・運用を確認し、またこれらを比較したうえで、保護適格性のあり方の検討を行い、今後どのような審査基準・運用がなされるべきであるかを考察した。</p>		

① 氏 名	田中 智弘	② 学 生 番 号	M09-P21
③ 指導教授氏名	高島 喜一	④ 補助担当教員	森 正幸
⑤ 論文題目	均等論における第1要件について		
⑥ 論文の概要	<p>均等論は、特許侵害訴訟において主張される理論の1つである。しかし、裁判所が「均等の範囲である」と認められた判例は少ない。これは、均等論の認められる要件が不明確であることが原因であると考えられる。そこで本論文は、最高裁判決「無限摺動用ボアスプライン判決」において示された均等論における第1要件(非本質的部分)の明確化を試みることで、すなわち、均等論の第1要件に示されている「非本質的部分」とは何を指すか、どのように抽出されるのかについて考察すると共に、第2要件(置換可能性)との関連性、すなわち、第1要件と第2要件とのダブルチェックの問題に関して考察を行った。</p>		

① 氏 名	後藤 亜希郎	② 学 生 番 号	M09-P16
③ 指導教授氏名	高橋 寛	④ 補助担当教員	生駒 正文
⑤ 論文題目	権利制限の一般規定導入に関する動向と課題について		
⑥ 論文の概要	<p>著作権の権利制限に関し、わが国は限定列举主義によるのに対し、米国は一般規定(フェア・ユース)を有し柔軟な対処を可能にしている。</p> <p>そこで、日米の法制および主要裁判例を分析し、最新改正・動向を踏まえつつ、わが国法制の限界・問題点について考察した。</p> <p>その結果、米国フェア・ユース規定に倣った権利制限の一般規定をわが国著作権法に導入すべき旨提言した。</p>		

① 氏 名	園田 智博	② 学 生 番 号	M09-P20
③ 指導教授氏名	高橋 寛	④ 補助担当教員	生駒 正文
⑤ 論文題目	応用美術の法的保護		
⑥ 論文の概要	<p>応用美術の法的保護に関し、わが国著作権法上は美術工芸品が美術の著作物に含まれる旨規定されるにとどまり不明確である。そこで、同法に加え、意匠法、不正競争防止法、商標法等による保護・規制について分析し、欧米法制との対比も行うとともに、著作権に関する裁判例および学説について考察した。</p> <p>その結果、著作権法と意匠法の重複保護をある程度認めつつ、その範囲を極限すべきとの結論に至り、考えうる権利制限規定、保護期間に関する特例規定等の導入を提言した。</p>		

① 氏 名	辻井 厚希	② 学 生 番 号	M09-P23
③ 指導教授氏名	高橋 寛	④ 補助担当教員	生駒 正文
⑤ 論 文 題 目	間接侵害について（差止請求に関して）		
⑥ 論 文 の 概 要	<p>著作権に係るいわゆる間接侵害に関し、わが国著作権法上、差止請求につき明文規定が置かれていない。そこで、関係裁判例を分析するとともに、政府における検討状況も踏まえ、特に「カラオケ法理」の妥当性と限界について考察した。</p> <p>その結果、特許法101条を参考した、みなし侵害規定を導入する一方、「ベータマックス法理」すなわち「実質的な非侵害の使用」の抗弁を認める規定、および「プロバイダ責任制限法」を参考にした免責規定を導入すべき旨提言した。</p>		

① 氏 名	辻本 大輔	② 学 生 番 号	M09-P24
③ 指導教授氏名	高橋 寛	④ 補助担当教員	生駒 正文
⑤ 論 文 題 目	P2Pから考えるインターネット時代の著作権		
⑥ 論 文 の 概 要	<p>P2P環境における著作権侵害に関し、その開発者・サービス提供者の法的責任が追及される事例が増えつつある。そこで、わが国Winny事件と米国Grockster事件を中心に、日米の法制および主要裁判例を比較・検討するとともに、各国の立法動向等を分析した。</p> <p>その結果、著作権に係るいわゆる間接侵害につき特許法101条および「カラオケ法理」を参考にした、みなし侵害規定を導入する一方、「プロバイダ責任制限法」を参考にした免責規定、および米国フェア・ユース規定に倣った権利制限の一般規定を導入すべき旨提言した。</p>		

① 氏 名	犬伏 宏行	② 学 生 番 号	M09-P03
③ 指導教授氏名	田浪 和生	④ 補助担当教員	則近 憲佑
⑤ 論 文 題 目	日英家電メーカーにおける電気掃除機の特許登録動向と特許戦略の研究		
⑥ 論 文 の 概 要	<p>国内家電メーカー4社（パナソニック、東芝、三菱電機、日立製作所）と英国ダイソン社の競争激化が予測される電気掃除機に関する技術開発戦略と特許戦略の違いを明らかにする。斯かる特許戦略を導き出すため、具体的に電気掃除機における「吸引性」、「集塵性」及び「サイクロン」の観点でIPDLを利用して各国内メーカーとダイソン社の特許出願公開、特許登録動向を分析した。最後に、それぞれの特許戦略に限らず電気掃除機についての技術情報や市場動向も含めて考察した。</p>		

① 氏 名	上田 洋平	② 学 生 番 号	M09-P05
③ 指導教授氏名	田浪 和生	④ 補助担当教員	則近 憲佑
⑤ 論文題目	中小ベンチャー企業の特許戦略について		
⑥ 論文の概要	<p>中小企業はグローバル化、不況の影響により、苦しい経営状態を強いられている。このような経営状態から脱出し、企業の存続及び飛躍のためには自社開発した技術いわゆる知的財産を有効に活用することである。しかし、現状の中小企業は日々のコストダウンに追われ、知的財産戦略を検討する時間やコストに余裕がない。そこで、現状の中小企業に関する知的財産に関する問題点を文献で調査並びに中小企業へアンケート・ヒヤリングを実施し、現状の中小企業の問題点を把握し、欧米諸国のベンチャー企業の知的財産戦略をも調査し、中小企業 of 知的財産戦略について今後どのような活動を行っていくかを検討した。</p>		

① 氏 名	胡 文静	② 学 生 番 号	M09-P12
③ 指導教授氏名	田浪 和生	④ 補助担当教員	則近 憲佑
⑤ 論文題目	トレードドレスにおける日中米の保護のあり方について		
⑥ 論文の概要	<p>米国に存在するトレードドレスの保護法制に着目し、日、中、米における保護の比較研究をした。社会の発展につれ、多様な経済活動が生まれ、知的財産に関するすべての権利を保護するには限界が見える。営業表示の保護の分野は、実体法では多くの国は保護していない。この観点から米国のトレードドレス法理について研究するとともに、日本と中国の場合の保護の現状について調査し、トレードドレス保護を適正に行う方策を検討し、考察として3件の提案を提示した。トレードドレスの保護の問題は大変重要であり、今後この検討がさらに発展することを期待したい。</p>		

① 氏 名	濱田 慎平	② 学 生 番 号	M09-P32
③ 指導教授氏名	田浪 和生	④ 補助担当教員	則近 憲佑
⑤ 論文題目	寡占市場における有効な特許管理・特許戦略の分析		
⑥ 論文の概要	<p>寡占市場の代表的な例としてベアリング産業に着目し、寡占市場の中で企業が生き残っていく為の活路を特許管理・特許戦略の側面から分析を行った。まず初めに、公正取引委員会の独占禁止法上の指針にしたがい、ベアリング業界が斯かる寡占市場に該当することを確認し、次いで当該業界の特許戦略に関し調査分析した。自社の市場地位と競争余地を把握し、同質化戦略、差別化戦略又はプラグ戦略といった寡占市場における有効な戦略をとるための道標としてパテントマップを作成し、ベアリングの用途開発とそこにおける特許戦略を考察した。</p>		

① 氏名	石本 泰悠	② 学生番号	M09-P01
③ 指導教授氏名	則近 憲佑	④ 補助担当教員	森 正幸
⑤ 論文題目	特許訴訟における無効抗弁に関する研究 —ダブルトラックに関する問題を中心として—		
⑥ 論文の概要	<p>キルビー判決以降、特許の無効性判断にあたり、特許侵害訴訟における無効抗弁と特許無効審判の両ルート（ダブルトラック）が確立され訴訟が迅速化された。しかし、司法行政間での判断齟齬の問題、審理重複による社会経済的な問題、特許権者の手続き負担増の問題、裁判所の技術専門性についての懸念、侵害訴訟で無効抗弁をされた特許権利者側の圧倒的敗訴率などが問題として報告されている。本論文では、小委員会等で扱われた論点を中心に情報を収集し現状を把握し、現実的にはダブルトラック状態を維持すべきであると捉えた上で、効率的で円滑な制度運用の可能性を検討した。</p>		

① 氏名	知的財産研究科修了生	② 学生番号	
③ 指導教授氏名	則近 憲佑	④ 補助担当教員	森 正幸
⑤ 論文題目	特許法104条の3の無効の主張に対する特許権者による訂正の主張について		
⑥ 論文の概要	<p>わが国では、キルビー事件最高裁判決以降、積極的に特許無効の主張がなされるようになった。そして、平成16年特許法改正により特許法104条の3が導入され、その法的整備がされた。しかし、現行制度は特許権者にとって厳しい状況ともいえる。また、特許権者は権利行使をするために適正な対応を求められる。手続きに関する事項ではあるため画一的な処理が望ましいが、具体的な法律はなく未だ議論がされている。そこで、本研究は特許侵害訴訟における特許法104条の3の抗弁を受けた特許権者が、それを否定し又は覆すための訂正の主張の扱いについて検討する。そして、紛争の合理的解決を成し遂げるために改善策を挙げる。</p>		

① 氏名	山本 伸輔	② 学生番号	M09-P42
③ 指導教授氏名	則近 憲佑	④ 補助担当教員	田浪 和生
⑤ 論文題目	特許訴訟におけるフォーラムショッピングの日米中比較		
⑥ 論文の概要	<p>自己に有利な判断を求めて裁判所や行政機関を選択する「フォーラムショッピング」の実務について日本、米国、中国それぞれにおいて検討し、その背景と現状に迫ります。日本では特許事件に関してはどの裁判所にも判決にあまり差異はありませんが、米国では今日においてもどこで訴訟を行うかにより原告の勝訴率が大きく異なります。それらの事象を裁判所のデータなどを基に検証し、中国においても、今後は裁判地選択の実務が重要になることについて検討します。また、フォーラムショッピングの実務が勝負を分けたような事例を紹介し、最後に日本企業が各国において訴訟に巻き込まれた際にどのように対処すべきかについて提言します。</p>		

① 氏 名	知的財産研究科修了生	② 学 生 番 号	
③ 指導教授氏名	平松 幸男	④ 補助担当教員	岩本 章吾
⑤ 論文題目	通信と放送の融合に向けた知的財産および関連法整備の研究		
⑥ 論文の概要	<p>現在、通信・放送の融合・連携にともなって、通信・放送法体系が見直されている。本論文では、総務省における通信・放送法の見直しの経緯と、提出された「放送法等の一部を改正する法律案」について分析し、また、欧州、米国の通信・放送融合状況とコンテンツ規制機関についても分析を行った。さらに、「ハウジングサービス」といった新しいサービスが、著作権法上問題となったことから「録画ネット事件」と「まねきTV事件」について判例研究を行った。</p> <p>これらを踏まえ、通信・放送の融合に向けた、通信・放送の新法体系と、通信・放送の融合・連携時代における著作権法のあり方を提言する。</p>		

① 氏 名	西出 朋輝	② 学 生 番 号	M09-P29
③ 指導教授氏名	平松 幸男	④ 補助担当教員	高橋 寛
⑤ 論文題目	電子書籍の普及と著作権法上の問題		
⑥ 論文の概要	<p>本論文では新ビジネスである電子書籍ビジネスの著作権問題を取り上げる。まず、近年の著作権法改正による権利制限規定および日本版フェアユースの検討動向を近年活発化している電子書籍ビジネスへの適用性の点から分析する。その結果、文化庁の著作権法制問題小委員会で示されたフェアユースの3類型は限界があることを明らかにし、これらに加えてC類型の文言にベルヌ条約9条2項に規定されているスリーステップテスト文言を基本とした変更を加えたD類型を新たに創設する提案をする。このD類型を現行著作権法と3類型に追加する形で導入することにより、電子書籍ビジネスにおける幅広い利用行為の法的根拠を得ることができる。</p>		

① 氏 名	山田 江利子	② 学 生 番 号	M09-P39
③ 指導教授氏名	平松 幸男	④ 補助担当教員	岩本 章吾
⑤ 論文題目	消費者の観点からみた知的財産と標準化の新規範への研究 ～新たなガイドラインの必要性～		
⑥ 論文の概要	<p>技術開発の進歩において、特にハイテク分野といわれる分野で、消費者が軽視される問題が起きている。企業の競争と利益のバランスを考慮しつつ、消費者の具体的な意見を取り入れる方法が必要であり、これには企業の競争に深く関係する知的財産と標準化・独占禁止法の関係が重要となる。そこで、「消費者の生活を考慮した意見の反映、それによる消費者の利益の確保」を目的とした新たなガイドラインを提案する。</p> <p>これにより、消費者の意見を踏まえた標準化、標準化における公正取引委員会の関与による不当なケースの排除、消費者（特に高齢者・障害者）が広く使う標準規格の必須特許の無償提供などが実現し現状が改善されることが期待できる。</p>		

① 氏 名	張 莉	② 学 生 番 号	M09-P22
③ 指導教授氏名	森 正幸	④ 補助担当教員	高橋 寛
⑤ 論文題目	コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングについての米日欧中の法的比較		
⑥ 論文の概要	<p>現在、多くの国は、コンピュータ・プログラムを著作物として著作権法により保護が与えられており、その保護制度は基本的に類似する点が多い。一方では各国間の取り扱いに微妙な差があり、その中の一つとして、プログラム著作権の制限の問題を挙げることができる。特に、プログラムのリバース・エンジニアリング（以下REという）行為が許容される範囲の問題について、様々議論されていた。また、REを制限する契約条項の有効性についても議論されている。</p> <p>本論文は、米国、欧州、日本、及び中国の法的現状を比較することにより、REについてどのような法制が日本や中国のコンピュータ・プログラム産業の発展に相応しいかを提案したものである。</p>		

① 氏 名	木下 昭一郎	② 学 生 番 号	M09-P11
③ 指導教授氏名	山崎 攻	④ 補助担当教員	平松 幸男
⑤ 論文題目	テルル化カドミウム型太陽電池の開発・特許戦略と製品化戦略に関する研究		
⑥ 論文の概要	<p>日本企業の太陽電池のグローバルシェアが低下している。パナソニック（旧：松下電器）と米国ファーストソーラー社を対比させて、特許を含めた事業化戦略を分析した。前者はCdTe型太陽電池の事業化を中止したが、後者はこの太陽電池で大成功を収めた。企業文化の違いが新事業の成否を分けたと考える。</p> <p>また市場においては、デジタル家電特有の「コモディティ化」が進んでいることを確認した。この先行指標をとらえて先回りした対策を可能にするために、特許出願公開件数の推移グラフとコモディティ化の関係を分析した。最後に日本企業がグローバル市場で復活するために、システム一体販売の推進や中国市場での実用新案型特許侵害の回避を提言した。</p>		

① 氏 名	村上 恭一	② 学 生 番 号	M09-P37
③ 指導教授氏名	山崎 攻	④ 補助担当教員	都築 泉
⑤ 論文題目	照明用LEDの事業動向と特許戦略に関する研究		
⑥ 論文の概要	<p>LED照明市場の急速な成長に影響する特許の詳細、各照明器具メーカーの特許戦略を明らかにすることを目的とし、本研究では重要特許の分析と、光源、灯具メーカーの出願分析を行った。結果、白色LEDの重要特許（第2900928号）の期限切れと、新規参入企業の増加との関連性が明らかになった。</p> <p>また灯具の新規参入メーカーは光の強度や色を間接的に制御する技術の出願に注力していることも明らかになった。このように、光源開発の自由度が増すことで、従来の照明器具の枠を越えた技術でも他社との差別化を図ることが可能になると予想される。</p>		

① 氏 名	藤井 康輝	② 学 生 番 号	M09-P33
③ 指導教授氏名	都築 泉	④ 補助担当教員	田浪 和生
⑤ 論 文 題 目	特許調査における概念検索の効率的活用例		
⑥ 論 文 の 概 要	<p>専門知識を持たないエンドユーザーが、特定の分野の特許出願を包括的に検索するのは困難である。その理由は、検索対象の技術分野に付与されているFI等の特許分類を調べる事には不慣れであり、検索に用いることは難しく、また検索式の作成に必要な演算子の用い方の知識も乏しいからである。</p> <p>今回、特許出願の検索において、技術主題には詳しいが、検索に関する専門的な知識を持たないエンドユーザーにとって、より包括的な検索が行えるように、従来型演算子を用いる検索方法とは異なる概念検索を利用して、調査対象とする技術分野の特許出願を効率よく検索する方法を提案し、その方法を基に検索を行った。本論文はその検索方法をまとめたものである。</p>		

① 氏 名	山田 尚史	② 学 生 番 号	M09-P40
③ 指導教授氏名	都築 泉	④ 補助担当教員	生駒 正文
⑤ 論 文 題 目	特許および商標出願動向からみた各社の商品戦略分析		
⑥ 論 文 の 概 要	<p>本研究は、化粧品業界大手企業である資生堂、および花王の2社と新規参入企業である富士フィルムおよび味の素の計4社について、各社の特許戦略およびブランド戦略を調査・分析することを目的とした。</p> <p>そのために、本研究では各社の特許戦略およびブランド戦略を、書籍など一般情報から調査し提示した。さらに、各社の特許および商標の出願動向についての調査を行い、そのデータをもとに戦略の分析を行った。その後、調査した特許戦略およびブランド戦略と分析を行ったデータとを対比し解説を行った。</p> <p>その結果、調査した戦略と特許および商標出願動向のおおよその一致と、大手企業と新規参入企業との戦略の進め方についての各社の違いが明らかとなった。</p>		